

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	遠軽町

遠軽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：経済部農政林務課

所在地：北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目

電話番号：0158-42-4816

FAX 番号：0158-42-3688

メールアドレス：nousei@engaru.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、ハト（キジバト、カワラバト）
計画期間	令和5～7年度
対象地域	遠軽町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の状況			
	品目	被害数値		
		被害面積	被害金額	備考
エゾシカ	小麦	33.58ha	5,623千円	農家等からの報告で被害数値を算出しているが、被害報告にない被害の話も聞くこともあることから、町内での協力体制を強め、より精度の高い被害状況の把握に努めることとする。
	スイートコーン	1.71ha	1,736千円	
	デントコーン	2.05ha	1,003千円	
	牧草	10.45ha	5,268千円	
	計	49.04ha	14,513千円	
ヒグマ	デントコーン	5.92ha	2,896千円	
	スイートコーン	0.65ha	660千円	
	小麦	0.6ha	100千円	
	てん菜	8.1ha	5,723千円	
	計	15.27ha	9,379千円	
キツネ	スイートコーン	0.1ha	102千円	
	計	0.1ha	102千円	
カラス				
	計	0ha	0千円	
ハト				
	計	0ha	0千円	
被害合計		64.41ha	23,994千円	

※アライグマによる農林水産業被害は確認されていない

(2) 被害の傾向

エゾシカ	生息状況：町内の全域に生息 発生時期：農地については積雪期を除く4月から11月頃まで発生する。 発生場所：町内全域の農地に被害が発生している。 被害の傾向：被害については減少傾向にあるが、近年では冬期間に牛舎等附近に近づきサイレージへの被害が発生している。
ヒグマ	生息状況：町内の全域に生息 発生時期：冬眠期間を除く3月下旬から12月中旬まで出没の恐れがあるが、5月頃から目撃が増え、8月以降にデントコーン等の作物に被害が発生する。 発生場所：町内全域の農地に被害が発生している。 被害の傾向：減少傾向にあったが再度増加傾向にある。 人馴れした世代のヒグマが多くなり、人家周辺への出没も増え、人身被害の危険も増えている。
キツネ	生息状況：町内の全域に生息 発生時期：農作物の収穫期となる8月以降に被害が増加する。 発生場所：町内全域に被害が発生している。 被害の傾向：畜舎等への侵入による家畜に対する被害が問題になっている。
アライグマ	現在まで農業被害発生への報告はないが、遠軽町内での捕獲があり、今後被害発生への恐れがある。
カラス	生息状況：町内の全域に生息 発生時期：5月頃、豆類・スイートコーン・デントコーン等の播種期に被害が多い。畜産被害については通年発生している。 発生場所：町内全域に被害が発生している。 被害の傾向：年度により増減がある。畜舎等への侵入により家畜に対する被害が問題になっている。
ハト	生息状況：町内の全域に生息 発生時期：5月頃、豆類・スイートコーン・デントコーン等の播種期に被害が多い。 発生場所：町内全域に被害が発生している。 被害の傾向：年度により増減がある。畜舎等への侵入により衛生対策上、問題になっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
エゾシカによる農業被害金額	14,513 千円	現状値から10%削減
ヒグマによる農業被害金額	9,379 千円	現状値から10%削減
キツネによる農業被害金額	102 千円	現状維持
カラスによる農業被害金額	0 千円	現状維持
ハトによる農業被害金額	0 千円	現状維持

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会に依頼し、主に銃器による捕獲を実施。	<p>捕獲従事者の高齢化による人材不足が表面化している。</p> <p>エゾシカ等の哺乳類について夜間の農地侵入が多く見られるため、銃器による捕獲が困難である。</p> <p>ヒグマについては、箱わなによる捕獲も実施しているが、設置後の見回りが大きな負担となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>白滝地域においては平成14年度から15年度にかけて中山間地域総合整備事業により防鹿柵を設置。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業により電気柵の設置をおこなっている。</p>	<p>防鹿柵の老朽化により、侵入防止効果が薄れている。</p> <p>電気柵については設置後の維持管理を怠ると機能が発揮されない。また、エゾシカとヒグマでは設置方法に差異があるため、設置管理者は効果的な張り方の習得が求められる。</p>
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

農業被害防止を徹底させるため、畑地等における電気柵等の防護施設・器具の整備や適正な維持管理に努める。また、防除方法の情報共有や普及啓発を行う。

従来に引き続き、地元猟友会に依頼し対象鳥獣の捕獲を進め、特にエゾシカについては生息数を減少させることにより農林業被害の減少を図る。

捕獲従事者の人材不足の解消や育成を進めるため、捕獲技術講習会等の開催や、ヒグマ及びエゾシカの捕獲に有利なライフル銃の所持にむけ協力をする。

銃器を所持するためには手続きの煩雑さや経済的負担が大きいため、わな猟免許取得も同時に促進し、くくりわな等による捕獲の普及に努めると共に、わな作動確認機材など ICT の活用による作業の効率化についても検討する。

捕獲従事者に対し捕獲技術講習会等により、捕獲実施時における法令順守やマナーの普及に努める。

捕獲したエゾシカを地域資源として有効活用するため、食肉利用の拡大を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会遠軽支部遠軽部会、生田原部会、丸瀬布部会及び白滝部会に依頼し、捕獲を行う体制の維持に努める。また、体制維持にライフル銃を所持する捕獲従事者が必要となった場合、協力をする。

えんゆう農業協同組合とも情報を共有し、町内被害防止への協力体制をとる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	エゾシカ ヒグマ	・ 捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減 ・ 捕獲の効率化を行える器具の整備
6年度	エゾシカ ヒグマ	・ 捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減 ・ 捕獲の効率化を行える器具の整備
7年度	エゾシカ ヒグマ	・ 捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減 ・ 捕獲の効率化を行える器具の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカについては猟友会に依頼する駆除数を年間1,500頭で捕獲計画数とする。ヒグマについては被害発生の都度、捕獲の判断をしているため捕獲計画数は定めない。

アライグマについては根絶を目標とするため、捕獲計画数は定めず、全頭の捕獲を行う。

その他の鳥獣については、過去の捕獲数と被害状況を勘案し、捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
キツネ	40頭	40頭	40頭
カラス	400羽	400羽	400羽
ハト	70羽	70羽	70羽

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカについては、北海道から個体数調整及び農業被害防止を目的とする捕獲許可を得て、4月から可猟期間開始の前日まで猟友会に依頼し実施する。また、それ以外の時期についても農業被害の状況に応じて、同様に実施する。</p> <p>ヒグマについては、原則として農業被害が継続し甚大になる恐れがある場合、人身への危険が迫っている場合に捕獲する。</p> <p>その他の鳥獣についても、被害防止対策を講じてもなお被害を防止できない場合に、捕獲することとするが、アライグマについては生息が確認された時点で直ちに捕獲することとする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカ・ヒグマ捕獲の際に使用。</p> <p>散弾銃を使用する際は、ある程度近づかなければ捕獲することが難しいため、安全面の確保が難しく、捕獲の確実性においても、同様の理由からライフル銃が適正と考えられる。</p> <p>対象鳥獣（エゾシカ、ヒグマ）の捕獲活動を実施する上で、対象鳥獣捕獲員が業務上ライフル銃を所持及び使用する必要性があると認められる場合については協力するものとする。</p> <p>使用者は射撃技術の向上に努め、矢先やバックストップの確認等、安全面に配慮したうえで使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ ヒグマ	電気柵の整備	電気柵の整備	電気柵の整備

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
エゾシカ ヒグマ	○多面的機能支払事業にて管理補助を行う ○防除に関する普及啓発		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

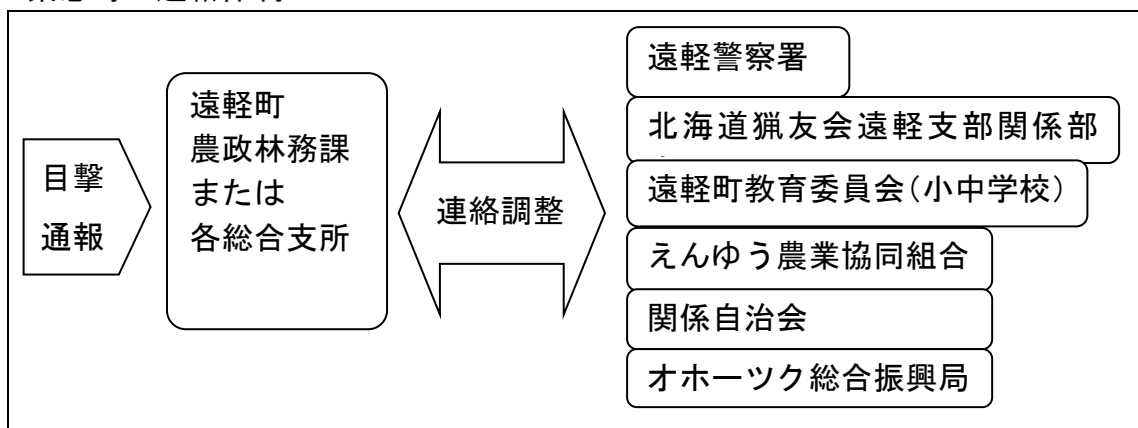
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全般	被害防止に関する知識の普及
令和6年度	全般	被害防止に関する知識の普及
令和7年度	全般	被害防止に関する知識の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
遠軽町 (農政林務課、各総合支所)	ヒグマ出没時の警戒パトロール 町民に対する広報
北海道猟友会遠軽支部(遠軽、生田原、丸瀬布、白滝各部会)	ヒグマ出没時の警戒パトロール ヒグマ出没時の捕獲
北海道警察北見方面本部遠軽警察署	ヒグマ出没現地の警備、緊急避難時の指示
オホーツク総合振興局	ヒグマ出没状況等の情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

猟友会に依頼して捕獲するエゾシカについては、北見農協連処理施設及び株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設に搬入し処理する。

捕獲されたヒグマについても、北見農協連処理施設及び株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設へ搬入し処理する。

その他の鳥獣は一般廃棄物として適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食肉利用	捕獲から2時間以内に 株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設へ搬入し加工する。 なお、狙撃箇所は頭、首及び胸部（心臓付近）に限定する。 注）同食肉加工施設は HACCP、並びに北海道エゾシカ衛生認証制度の認証施設のため。
その他 （皮革、油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	角については、ペット用のおもちゃや装飾品として、ふるさと納税の返礼品等として利用する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

衛生管理、射撃技術の向上を目的とした、講習会等で技術の普及を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	遠軽町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
遠軽町	事務局・被害防止対策に係る連絡調整
えんゆう農業協同組合	捕獲以外の被害防止対策、被害状況の把握、農家との連絡調整、情報収集
北海道猟友会遠軽支部関係部会	捕獲等の被害防止活動の実施
遠軽地区森林組合	民有林における鳥獣被害に関する調査及び情報収集
網走農業改良普及センター遠軽支所	農業被害防止対策の指導、助言
オホーツク総合振興局西部森林室	林業被害防止対策の指導、助言
(株)オホーツクジビエ	ジビエ振興の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
北海道オホーツク総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害防止総合対策事業活用助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会員の中から隊員を任命し、鳥獣被害防止対策実施隊を設置している。
(令和5年1月1日現在、猟友会員55名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生産者の積極的な自己防衛を喚起する。